

改正後		改正前	
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
スポーツ推進課	(1)～(12) 《現行どおり》 《改正前を削る》 (7)～(12) 《現行どおり》 (13) 担当する教育部理事所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (14) 《現行どおり》	スポーツ推進課	(1)～(12) 《省略》 (7) (仮称) 新志津運動公園の整備に関すること。 (8)～(12) 《省略》 《改正後に新設》 (13) 《省略》
国スポ・障スポ推進室	(1) 《現行どおり》 (2) 第 7 9 回国民スポーツ大会および第 2 4 回全国障害者スポーツ大会の競技会運営に関すること。 (3) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (4) 《現行どおり》	国スポ・障スポ推進室	(1) 《省略》 (2) 第 7 9 回国民スポーツ大会および第 2 4 回全国障害者スポーツ大会の競技運営に関すること。 《改正後に新設》 (3) 《省略》
歴史文化財課	(1)～(11) 《現行どおり》 《改正前を削る》 (12) 《現行どおり》	歴史文化財課	(1)～(11) 《省略》 (12) 所属する教育部専門理事所管内所属の連絡調整に関すること。 (13) 《省略》
学校教育課	(1)～(23) 《現行どおり》 《改正前を削る》 (24)～(37) 《現行どおり》	学校教育課	(1)～(23) 《省略》 (24) 就園奨励費に関すること。 (25)～(38) 《省略》
児童生徒支援課	(1)～(18) 《現行どおり》 《改正前を削る》 (19) 《現行どおり》	児童生徒支援課	(1)～(18) 《省略》 (19) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。 (20) 《省略》
学校政策推進課	(1)～(11) 《現行どおり》 《改正前を削る》 (12) 《現行どおり》	学校政策推進課	(1)～(11) 《省略》 (12) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること（学校教育課、児童生徒支援課の所管する事務を除く。）。 (13) 《省略》
第 4 条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 4 教育部理事は、教育長の命を受け、 <u>担当事務を掌理し、</u> 所属職員を指揮監督する。 5 教育部副部長は、教育部長および教育部理事の命を受け、 <u>担当する所管事務を管理し、</u> 所属職員を指揮監督する。		第 4 条 《省略》 2～3 《省略》 4 教育部副部長は、教育部長の命を受け、 <u>担当する所管事務を管理し、</u> 所属職員を指揮監督する。 5 教育部理事は、教育長の命を受け、 <u>担当事務を掌理し、</u> 所属職員を指揮監督する。	

改正後	改正前
6～11 《現行どおり》	6～11 《省略》

(草津市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 草津市教育委員会公印規則（平成4年草津市教委規則第35号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後					
第1条～第12条 《現行どおり》					
別表第1（第2条関係）					
公印 番号	公印の名 称	ひな 型番 号	寸法（ ミリメー トル	用途	管理者
《現行どおり》					
5	《現行ど おり》	《現 行ど おり 》	《現行 どおり 》	《現行 どおり 》	<u>各教育部 理事所管 所属内の 連絡調整 を所管す る所属長</u>
《現行どおり》					
別表第2 《現行どおり》					
様式第1号～様式第2号 《現行どおり》					

改正前					
第1条～第12条 《省略》					
別表第1（第2条関係）					
公印 番号	公印の名 称	ひな 型番 号	寸法（ ミリメー トル	用途	管理者
《省略》					
5	《省略》	《省 略》	《省略 》	《省略 》	<u>学校教育 課</u>
《省略》					
別表第2 《省略》					
様式第1号～様式第2号 《省略》					

(草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正)

第3条 草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則（昭和58年草津市規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前												
第1条～第2条 《省略》 (補職名) 第3条 《現行どおり》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>補職名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員</td><td>政策監、教育部長、教育部理事、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、室長補佐、課長補佐、所長補佐、館長補佐、副参事、副館長、係長、副係長、主幹、専門員、主査、主任、主事</td></tr> <tr> <td>《現行ど おり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </tbody> </table>	職名	補職名	事務職員	政策監、教育部長、教育部理事、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、室長補佐、課長補佐、所長補佐、館長補佐、副参事、副館長、係長、副係長、主幹、専門員、主査、主任、主事	《現行ど おり》	《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》 (補職名) 第3条 《省略》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>補職名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員</td><td>政策監、教育部長、教育部理事、<u>教育部専門理事</u>、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、室長補佐、課長補佐、所長補佐、館長補佐、副参事、副館長、係長、副係長、主幹、専門員、主査、主任、主事</td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </tbody> </table>	職名	補職名	事務職員	政策監、教育部長、教育部理事、 <u>教育部専門理事</u> 、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、室長補佐、課長補佐、所長補佐、館長補佐、副参事、副館長、係長、副係長、主幹、専門員、主査、主任、主事	《省略》	《省略》
職名	補職名												
事務職員	政策監、教育部長、教育部理事、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、室長補佐、課長補佐、所長補佐、館長補佐、副参事、副館長、係長、副係長、主幹、専門員、主査、主任、主事												
《現行ど おり》	《現行どおり》												
職名	補職名												
事務職員	政策監、教育部長、教育部理事、 <u>教育部専門理事</u> 、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、室長補佐、課長補佐、所長補佐、館長補佐、副参事、副館長、係長、副係長、主幹、専門員、主査、主任、主事												
《省略》	《省略》												

(草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第4条 草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則（平成18年教育委員会規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前								
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (補助執行状況の報告) 第 3 条 <u>こども若者部長</u> は、前条の規定により補助 執行した事務について、その執行状況を年 1 回教 育委員会に報告するものとする。 別表 (第 2 条第 1 項関係) <table><tr><td>教育委員会事務</td><td>市長の事務部局の職員</td></tr><tr><td>(1)～(10) 《現行どおり》</td><td><u>こども若者部</u>の職員</td></tr></table>	教育委員会事務	市長の事務部局の職員	(1)～(10) 《現行どおり》	<u>こども若者部</u> の職員	第 1 条～第 2 条 《省略》 (補助執行状況の報告) 第 3 条 <u>子ども未来部長</u> は、前条の規定により補助 執行した事務について、その執行状況を年 1 回教 育委員会に報告するものとする。 別表 (第 2 条第 1 項関係) <table><tr><td>教育委員会事務</td><td>市長の事務部局の職員</td></tr><tr><td>(1)～(10) 《省略》</td><td><u>子ども未来部</u>の職員</td></tr></table>	教育委員会事務	市長の事務部局の職員	(1)～(10) 《省略》	<u>子ども未来部</u> の職員
教育委員会事務	市長の事務部局の職員								
(1)～(10) 《現行どおり》	<u>こども若者部</u> の職員								
教育委員会事務	市長の事務部局の職員								
(1)～(10) 《省略》	<u>子ども未来部</u> の職員								

付 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第 6 号
草津市やまびこ教育相談事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和 7 年 3 月 2 8 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市やまびこ教育相談事業実施要綱の一部を改正する要綱
草津市やまびこ教育相談事業実施要綱 (令和 5 年草津市教育委員会告示第 6 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 4 条 《現行どおり》 (開室日および閉室日) 第 5 条 教室の開室日は、別表に定めるとおりとす る。 <u>ただし、教育研究所長が必要と認めたとき</u> <u>は、これを臨時に変更することができる。</u> 2 《現行どおり》 (入室の申請) 第 6 条 教室への入室を希望する児童生徒の保護者 は、やまびこ <u>教室</u> 入室申込書 (別記様式第 1 号) により、当該児童生徒が在籍する学校長を通じ て、草津市立教育研究所に申請するものとする。	第 1 条～第 4 条 《省略》 (開室日および閉室日) 第 5 条 教室の開室日は、別表に定めるとおりとす る。 2 《省略》 (入室の申請) 第 6 条 教室への入室を希望する児童生徒の保護者 は、やまびこ入室申込書 (別記様式第 1 号) によ り、当該児童生徒が在籍する学校長を通じて、草 津市立教育研究所 <u>(以下「研究所」という。)</u> に

改正後

(入室の許可)

第7条 教育研究所長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、やまびこ教室入室許可書（別記様式第2号）により、学校長および当該児童生徒の保護者に通知する。

(支援の終了)

第8条 教育研究所長は、教育支援が終了したと認められるとき、やまびこ教室終了通知書（別記様式第3号）により、学校長および当該児童生徒の保護者に通知する。

(支援の停止)

第9条 教育研究所長は、教育支援が停止したとき、やまびこ教室停止通知書（別記様式第4号）により、学校長および当該児童生徒の保護者に通知する。

(出席の報告)

第10条 教育研究所長は、通室している児童生徒の出席状況について、やまびこ教室出席状況報告（別記様式第5号）により学校長に報告する。

第11条 《現行どおり》

別表（第5条関係）

名称	開室日	開室時間
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
<u>休日電話相談</u>	<u>土曜日</u>	<u>午前10時から</u> <u>午後5時まで</u>
<u>心理士相談</u>	<u>水曜日</u>	<u>午後1時から午後5時まで</u>

別記様式第1号（第6条関係）

(別添1-1のとおり)

別記様式第2号（第7条関係）

(別添2-1のとおり)

別記様式第3号（第8条関係）

(別添3-1のとおり)

別記様式第4号（第9条関係）

(別添4-1のとおり)

別記様式第5号（第10条関係）

(別添5-1のとおり)

改正前

申請するものとする。

(入室の審査)

第7条 教育研究所長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、やまびこ入室検討結果通知書（別記様式第2号）により、学校長を経由して当該児童生徒の保護者に通知する。

(支援の終了)

第8条 教育研究所長は、教育支援が終了したと認められるとき、やまびこ終了通知書（別記様式第3号）により、学校長を経由して当該児童生徒の保護者に通知する。

(支援の停止)

第9条 教育研究所長は、教育支援が停止したとき、やまびこ停止通知書（別記様式第4号）により、学校長を経由して当該児童生徒の保護者に通知する。

(出席の報告)

第10条 教育研究所長は、通室している児童生徒の出席状況について、やまびこ出席状況報告（別記様式第5号）により学校長に報告する。

第11条 《省略》

別表（第5条関係）

名称	開室日	開室時間
《省略》	《省略》	《省略》
《省略》	《省略》	《省略》
《省略》	《省略》	《省略》
《改正後に新設》 》	《改正後に新設》 》	《改正後に新設》 》
《改正後に新設》 》	《改正後に新設》 》	《改正後に新設》 》

別記様式第1号（第6条関係）

(別添1-2のとおり)

別記様式第2号（第7条関係）

(別添2-2のとおり)

別記様式第3号（第8条関係）

(別添3-2のとおり)

別記様式第4号（第9条関係）

(別添4-2のとおり)

別記様式第5号（第10条関係）

(別添5-2のとおり)

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別添 1－1
別記
様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

草津市立教育研究所長 様

保護者名 (自筆)

やまびこ教室入室申込書

やまびこ（青地・上笠）教室に入室したいので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記		
児童生徒	住 所	〒草津市
	ふりがな	
	名 前	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	在 籍 校	学校 年 組（担任： ）
保護者	ふりがな	
	名 前	
	電話番号	
入室したい理由		

年 月 日

草津市立教育研究所長 様

当校も入室することが適当と考えますので、上記申込書により申請します。

草津市立 学校
校長 印

別添 1－2
別記
様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

草津市立教育研究所長 様

保護者名 (自筆)

やまびこ入室申込書

やまびこ（青地・上笠）教室に入室したいので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記		
児童生徒	住 所	〒草津市
	ふりがな	
	名 前	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	在 籍 校	学校 年 組（担任： ）
保護者	ふりがな	
	名 前	
	電話番号	
入室したい理由		

年 月 日

草津市立教育研究所長 様

当校も入室することが適当と考えますので、上記申込書により申請します。

草津市立 学校
校長 印

別添 2－1
様式第 2 号（第 7 条関係）

草教委研第 号
年 月 日

様

草津市立教育研究所
所長 印

やまびこ教室入室許可書

年 月 日付けで申請のありました、やまびこ（青地・上笠）教室の入室について、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 7 条の規定により、通知します。

記

学校・学年・組	学校 年 組
児童生徒名	
保護者名	
入室開始年月日	
備 考	

別添 2－2
様式第 2 号（第 7 条関係）

草教委研第 号
年 月 日

様

草津市立教育研究所
所長 印

やまびこ入室検討結果通知書

年 月 日付けで申請のありました、やまびこ（青地・上笠）教室の入室について、下記のとおり決定しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 7 条の規定により、通知します。

記

児童生徒名	
入室検討確認	☐ やまびこ（青地・上笠）教室への入室を承諾します。なお、下記期日に本人と保護者との面接を行います。 （面接日： 年 月 日 時 分から） ☐ 受入対象者ですが、現在、受入枠に余裕がないため、直ちに受入れることができません。受入可能となり次第ご連絡いたします。 ☐ 現在の状況（別室登校・保健室登校など）を継続の方が適切と思われます。 ☐ 他の相談機関の方が適切と思われます。 他機関名（ ） ☐ 当分の間、経過を観察した方がよいと思われます。 ☐ その他（ ）
備 考	「学校に通い始めた」「別の相談機関に通い始めた」等、状況の変化があった場合は速やかに連絡してください。

別添 3－1

様式第 3 号（第 8 条関係）

草教委研第 号
年 月 日

様

草津市立教育研究所
所長 印

やまびこ教室終了通知書

やまびこ（青地・上笠）教室に通室している下記児童生徒について、教育支援が終了しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 8 条の規定により、通知します。

記

終 了 日	年 月 日
児童生徒名	
終 了 理 由	☐ 教育支援および継続面接相談などの結果、再登校できるようになったので通室を終了します。 ☐ 年度末のため、一旦終了とします。通室の継続を希望される場合は、在籍する学校と十分協議のうえ再度通室の申請をしてください。 ☐ 卒業のため、終了します。 ☐ その他（ ）
備 考	

別添 3－2

様式第 3 号（第 8 条関係）

草教委研第 号
年 月 日

様

草津市立教育研究所
所長 印

やまびこ終了通知書

やまびこ（青地・上笠）教室に通室している下記児童生徒について、教育支援が終了しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 8 条の規定により、通知します。

記

終 了 日	年 月 日
児童生徒名	
終 了 理 由	☐ 教育支援および継続面接相談などの結果、再登校できるようになったので通室を終了します。 ☐ 年度末のため、一旦終了とします。通室の継続を希望される場合は、在籍する学校と十分協議のうえ再度通室の申請をしてください。 ☐ 卒業のため、終了します。 ☐ その他（ ）
備 考	

別添 4－1

様式第 4 号（第 9 条関係）

草教委研第 号
年 月 日

様

草津市立教育研究所
所長 印

やまびこ教室停止通知書

やまびこ（青地・上笠）教室に通室している下記児童生徒について、教育支援を停止しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 9 条の規定により、通知します。

記

停 止 日	年 月 日
児童生徒名	
停 止 理 由	
備 考	

別添 4－2

様式第 4 号（第 9 条関係）

草教委研第 号
年 月 日

様

草津市立教育研究所
所長 印

やまびこ停止通知書

やまびこ（青地・上笠）教室に通室している下記児童生徒について、教育支援を停止しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 9 条の規定により、通知します。

記

停 止 日	年 月 日
児童生徒名	
停 止 理 由	
備 考	

別添 5－1
様式第 5 号（第 10 条関係）

草津市立

学校長 様

草教委研第 号
年 月 日

草津市立教育研究所
所長 印

やまびこ教室出席状況報告

やまびこ（青地・上笠）教室に通室している下記児童生徒の出席状況について、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 10 条の規定により、報告します。

記

第 学年 名前

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
曜																
出席																
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜																
出席																
備考	年 月分															

出席日数	日
------	---

別添 5－2
様式第 5 号（第 10 条関係）

草津市立

学校長 様

草教委研第 号
年 月 日

草津市立教育研究所
所長 印

やまびこ出席状況報告

やまびこ（青地・上笠）教室に通室している下記児童生徒の出席状況について、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 10 条の規定により、報告します。

記

第 学年 名前

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
曜																
出席																
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜																
出席																
備考	年 月分															

出席日数	日
------	---

（令和 7 年 3 月 2 8 日 揭示済み）

監査委員訓令

草津市監査委員事務局事務決裁規程をここに公表する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市代表監査委員 岡野 則男

草津市監査委員訓令第 1 号

草津市監査委員事務局事務決裁規程

草津市監査委員事務局規程（昭和 4 0 年監委告示第 2 号）第 4 条の規定による専決に関して、個別事項は次の表のとおりとする。

事務 の 種類	項 目	決裁権者				合議先	備考
		代表 監査 委員	監査 委員	事務 局長	参事		
事務 の管	監査基準の制定、改廃	○	○				
	監査計画の策定	○	○				

理	監査、審査、検査等の判断	○	○				
	重点項目の選定	○					
	事務局事務の処理方針および計画の決定			○			
	事務局事務の執行管理			○			
	事務局内の事務の連絡調整				○		
	条例および規則の制定、改廃	○					
	訓令、要綱、要領等の制定および改廃					総務課長	
	(1) 特に重要なもの	○					
	(2) 重要なもの			○			
	(3) (1)および(2)以外のもの				○		
	事務の処理基準、要領、手続等の決定				○		
	予算の見積書および説明書の作成および提出				○		
	予算執行計画書（変更）および予算配当要求書の作成、提出				○		
	歳出予算の流用申請						草津市事務決裁規程（昭和59年訓令第13号）別表(3)を適用
	歳出予算の執行委任協議						草津市事務決裁規程（昭和59年訓令第13号）別表(3)を適用
事務 の執 行	告示、公告および公表の決定					総務課長	
	(1) 特に重要なもの	○					
	(2) (1)以外のもの			○			
	各監査委員会等への要望、意見等の提出						
	(1) 特に重要なもの	○					
	(2) (1)以外のもの			○			
	住民監査請求の収受および処理方針、処理期限の決定	○					
	申請、通知、報告、照会、回答、依頼等の受発						
	(1) 特に重要なもの	○					
	(2) 重要なもの			○			
	(3) (1)および(2)以外のもの				○		
	保存文書の引継ぎ				○		
	収受文書の処理方針および処理期限の決定			○			
	公印の管理				○		
組織 およ び人 事	事務局の組織ならびに各職位の権限および職員の定数に関する意見の具中				○		
	事務局員の事務分担の調整				○		
	監査専門委員の任免	○				職員課長 財政課長	
	会計年度任用職員の任免			○		職員課長 財政課長	

	職場研修の実施および推進				○		
	派遣研修（自治大学校等への派遣研修を除く。）						
	(1) 事務局長	○					
	(2) 参事			○			
	(3) (1)および(2)以外の職員				○		
	給与の支給に関する諸報告				○		
	年次有給休暇、特別休暇等承認						
	(1) 事務局長	○					
	(2) 参事			○			
	(3) (1) および(2)以外の職員				○		
	所属職員の時間外勤務および休日勤務の命令				○		
	所属職員の勤務時間および休憩時間の割振り				○	職員課長	
	旅行命令および復命の受理						
	(1) 事務局長	○					
	(2) 参事			○			
	(3) (1)および(2)以外の職員				○		
経費 の支 出等	各種経費の支出					財政課長	草津市事務決裁規程（昭和59年訓令第13号）別表(3)を適用

付 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項および第7項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和7年3月27日

草津市監査委員 岡 野 則 男
草津市監査委員 井 上 薫

- 1 定期監査
- (1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
健康福祉部	長寿いきがい課 人づくりのサポートセンター 生活支援課
会計管理者	会計課
都市計画部	都市地域戦略課 開発調整課

- (2) 監査の時期 令和6年12月23日から令和7年1月24日まで
- (3) 監査の範囲および方法
草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げている

か、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和5年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

（4）監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

（5）意見および指摘事項

●監査対象：長寿いきがい課

重点項目
・総合相談事業費のうち高齢者総合相談・支援事業費
・地域ケア会議推進事業費
・認知症総合支援事業費
意見・指摘事項
専門職の産・育休や欠員にかかる代替職員について、各専門職の早期確保に向け、有効な策を講じられるよう願うところである。

●監査対象：人とくらしのサポートセンター

重点項目
・多機関協働等事業費
・生活支援体制整備事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：生活支援課

重点項目
・生活保護費のうち医療扶助および施設事務費等
意見・指摘事項
① 医療扶助のうち移送費および訪問看護交通費において、9件の支払遅延が見受けられたの

で、扶助費をはじめ支払事務を適正に執行されたい。

② 年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員が半数おられ、長期休暇者も見受けられる。実働可能な適正人員の配置に努められるとともに、各専門職の人材確保に有効な策を講じられるよう願うところである。

●監査対象：会計課

重点項目
・財務監査 出納事務費
・行政監査 重要物品の適正な管理および資金運用について
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：都市地域戦略課

重点項目
・都市計画推進費のうち都市計画推進費および地域再生推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：開発調整課

重点項目
・開発審査事務費
意見・指摘事項
特になし

2 財政援助団体等監査

（1）監査の対象および監査の実施期日

〔公の施設の指定管理者〕

監査対象団体：一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター、
特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会、大五産業株式会社

監査実施期日：令和7年2月19日から令和7年2月21日まで

（2）監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、公の施設の指定管理者として、事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、主として令和5年度分について、監査対象の所管事務の

特徴および他所属での近年の指摘事項から、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

今回監査を実施したところ、令和 5 年度における指定管理業務の執行および経費の支出手続きは、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められたが、一部において注意、改善すべき点が認められたので、今後より適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努力されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター（交通政策課）

監査対象施設（公の施設）
草津市立南草津駅自転車自動車駐車場
指定管理の業務範囲
(1) 駐車場の利用に関する業務 (2) 駐車場の施設および設備の維持管理に関する業務
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：特定非営利活動法人草津市中心身障害児者連絡協議会（障害福祉課）

監査対象施設（公の施設）
草津市立障害者福祉センター
指定管理の業務範囲
(1) 草津市立障害者福祉センター条例第 3 条に掲げる事業 (2) 草津市立障害者福祉センターの施設、設備または備品の維持管理
意見・指摘事項

【特定非営利活動法人草津市中心身障害児者連絡協議会】

- ① デイ・入浴サービスの使用料や、教養文化講座の受講料は、毎月納付が基本であるので、障害福祉課と協議されたい。
- ② パソコン講座の受講料については、業務仕様書の規定に逸脱しているため、受講者の意見も聞きながら、障害福祉課と十分に協議されたい。

れたい。なお、障害福祉課との協議等は、その記録を作成して保管されたい。

- ③ 人材確保が困難であることは推察するが、業務仕様書に規定のとおり、手話ができる人員を配置し、聴覚障害者へのサービス向上に努められたい。
- ④ 教養文化講座の開催について、障害福祉課と協議のうえ、適正な回数を開催できるよう努力されたい。
- ⑤ 「業務日誌」について、障害福祉課と協議のうえ、作成し、保管されたい。
- ⑥ 行政財産の使用料は、使用前の納付が基本であるので、障害福祉課と協議されたい。

【障害福祉課】

- ① 使用料等が毎月収納されなかったのは、障害福祉課の調定や納付書発行事務の遅れが原因であった。今後、このようなことが発生しないよう計画的かつ効率的に事務を執行されたい。
- ② センターの各事業にかかる変化の兆しや協定書、業務仕様書等の各規定に外れるような事案があれば、指定管理者から事情をよく聞き、利用者の意見も聞いて、仕様等の変更も視野に、十分協議のうえ適切に指導されたい。
- ③ サービス提供体制について適正に指導されたい。人員確保が困難である場合、当面の代替体制について指定管理者と協議のうえ、センター事業に支障が生じないように調整されたい。なお、IT 機器等も活用し、今後のサービス提供体制を検討されたい。
- ④ 業務仕様書に規定する教養文化講座の開催回数は、何らかのトラブルが発生して開催できない可能性もあるので、下限値を設けるなど規定内容を検討し、適切に指導されたい。
- ⑤ 業務日誌を作成して保管するよう指導されたい。なお、サービス毎に記録があるが、業務日誌に代えられるのか、また、業務日誌に必要な項目、要素は何か、検討のうえ指導されたい。
- ⑥ 草津市行政財産使用料徴収条例において、行政財産使用料は使用前に納付されなければならない、行政財産の使用後に使用料が納付された原因は、行政財産使用許可手続きや使用料の納付書の発送が遅れたことや納期の設定に問題があった。年度当初からの行政財産の

使用にかかる手続きについて、関係部署と協議のうえ、適正に執行されたい。また、支払先を明確にし、仕様書に明示されたい。

●監査対象：大五産業株式会社（交通政策課）

監査対象施設（公の施設）

草津市立草津駅前地下駐車場

指定管理の業務範囲

(1) 駐車場の利用に関する業務

(2) 駐車場の施設および設備の維持管理に関する業務

意見・指摘事項

【大五産業株式会社】

① 事業報告書をはじめ提出書類は、事実に基づき正確に作成されたい。

② 仕様書に則り、緊急時に十分な対応ができるよう定期的に防災訓練等を実施されたい。

【交通政策課】

① 事業報告書をはじめ提出書類は、記載内容を実確に確認し、その後の手続きを迅速に進められたい。

② 定期的に防災訓練等を実施されるよう指導されたい。また、協定書や仕様書に規定した事項は履行の確認を確実にされたい。

（令和7年3月27日揭示済み）

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第3号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年4月1日

草津市農業委員会

会長 田中 治嗣

1 期 日 令和7年4月10日（木）

午後1時30分

2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）

2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）

3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）

4) 農地変更届出について（報告）

5) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

6) 農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて

7) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

8) 草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて

（令和7年4月1日揭示済み）

水道事業管理規程

草津市水道技術管理者規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

草津市長 橋 川 渉

草津市上下水道事業管理規程第 1 号

草津市水道技術管理者規程の一部を改正する規程
草津市水道技術管理者規程（平成 2 0 年草津市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (任命) 第 2 条 技術管理者は、 <u>草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年条例第 9 号。以下「条例」という。）第 4 条各号</u> に規定する資格を有し、課長級以上の職務にある者のうちから水道事業の管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）が任命する。 (給水の緊急停止等の措置に係る報告) 第 3 条 技術管理者は、 <u>法第 1 9 条第 2 項第 8 号</u> および <u>第 9 号</u> に規定する措置を講ずるときは、事前に水道事業の管理者に報告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合で事前に報告する暇がないときは、措置後、直ちに水道事業の管理者に報告しなければならない。 (水道技術管理補助者の設置等) 第 4 条 《現行どおり》 2 補助者は、 <u>条例第 4 条各号</u> に規定する資格を有し、課長補佐以上の職務にある者のうちから水道事業の管理者が任命する。 3～4 《現行どおり》 第 5 条～第 6 条 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 (任命) 第 2 条 技術管理者は、 <u>水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号。以下「令」という。）第 6 条各項</u> に規定する資格を有し、課長級以上の職務にある者のうちから水道事業の管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）が任命する。 (給水の緊急停止等の措置に係る報告) 第 3 条 技術管理者は、 <u>法第 1 9 条第 2 項第 7 号</u> および <u>第 8 号</u> に規定する措置を講ずるときは、事前に水道事業の管理者に報告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合で事前に報告する暇がないときは、措置後、直ちに水道事業の管理者に報告しなければならない。 (水道技術管理補助者の設置等) 第 4 条 《省略》 2 補助者は、 <u>令第 6 条各項</u> に規定する資格を有し、課長補佐以上の職務にある者のうちから水道事業の管理者が任命する。 3～4 《省略》 第 5 条～第 6 条 《省略》

付 則
この規程は、公布の日から施行する。

(令和 7 年 3 月 2 5 日揭示済み)

草津市企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程および草津市企業職員の任期付職員の採用および給与の特例等に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市上下水道事業管理規程第2号

草津市企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程および草津市企業職員の任期付職員の採用および給与の特例等に関する規程の一部を改正する規程

(草津市企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正)

第1条 草津市企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和43年草津市水道事業管理規程第2号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (管理職手当) 第3条 《現行どおり》 (1) 部長、<u>理事</u>および<u>専門理事</u> 92,000円 (2)～(4) 《現行どおり》 (5) 課長補佐、<u>場長補佐</u>および副参事 59,300円 (管理職員特別勤務手当の額) 第5条 <u>条例第12条の2第1項</u>に規定する管理職員特別勤務手当の額は、第3条各号に規定する職の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。 (1)～(4) 《現行どおり》 <u>2</u> <u>条例第12条の2第2項</u>に規定する管理職員特別勤務手当の額は、第3条各号に規定する職の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。 (1) 第3条第1号の職 6,000円 (2) 第3条第2号および第3条第3号の職 5,000円 (3) 第3条第4号の職 4,300円 (4) 第3条第5号の職 3,500円 <u>3</u> 次に掲げる場合には、条例第12条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。 (1) 条例第12条の2第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした場合 (2) 条例第12条の2第2項の勤務をした後、引き続き同条第1項の勤務をした場合 第6条～第7条 《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》 (管理職手当) 第3条 《省略》 (1) 部長および理事 92,000円 (2)～(4) 《省略》 (5) 課長補佐および副参事 59,300円 (管理職員特別勤務手当の額) 第5条 <u>条例第12条の2</u>に規定する管理職員特別勤務手当の額は、第3条各号に規定する職の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。 (1)～(4) 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第6条～第7条 《省略》

(草津市企業職員の任期付職員の採用および給与の特例等に関する規程の一部改正)

第 2 条 草津市企業職員の任期付職員の採用および給与の特例等に関する規程（平成 1 8 年草津市水道事業管理規程第 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規程は、草津市一般職の任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の採用等に関する条例（平成 1 8 年草津市条例第 2 号。以下「任期付職員採用条例」という。）第 2 条から第 4 条の規定に基づき採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 第 2 条～第 3 条 ≪現行どおり≫ ≪改正前を削る≫ 第 4 条～第 6 条 ≪現行どおり≫ （管理職員特別勤務手当の額等） 第 7 条 特定任期付職員に係る<u>草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 4 3 年草津市条例 2 0 号。以下「企業職員給与条例」という。）第 1 2 条の 2 第 1 項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、草津市企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和 4 3 年管理規程第 2 号。以下「企業職員給与規程」とい</u>	（趣旨） 第 1 条 この規程は、草津市一般職の任期付<u>企業職員</u>（以下「特定任期付職員」という。）の採用等に関する条例（平成 1 8 年草津市条例第 2 号。以下「任期付職員採用条例」という。）第 2 条から第 4 条の規定に基づき採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 第 2 条～第 3 条 ≪省略≫ （特定任期付職員業績手当） <u>第 4 条</u> 企業職員給与条例第 1 4 条の 2 に規定する特定任期付職員業績手当の額は、特定任期付職員の給料月額とする。 2 企業職員給与条例第 1 4 条の 2 の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、前条第 1 項または第 2 項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。 3 特定任期付職員業績手当は、1 2 月 1 日（以下この項において「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業務手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の草津市職員の給与に関する規則（昭和 4 0 年草津市規則第 1 2 号の 2）第 4 0 条の 5 に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。 4 第 1 項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 <u>第 5 条～第 7 条</u> ≪省略≫ （管理職員特別勤務手当の額等） <u>第 8 条</u> 特定任期付職員に係る<u>企業職員給与条例第 1 2 条の 2</u>に規定する管理職員特別勤務手当の額は、<u>次の各号の第 2 条の 2 の給料表の号給</u>の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

改正後	改正前
う。) <u>第3条各号に規定する職</u>の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>第3条第1号の職</u> 10,000円 (2) <u>第3条第2号および第3条第3号の職</u> 8,000円 (3) <u>第3条第4号の職</u> 6,000円 (4) <u>第3条第5号の職</u> 4,000円 <u>2</u> 特定任期付職員に係る企業職員給与条例第12条の2第2項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、企業職員給与規程第3条各号に規定する区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第3条第1号の職 6,000円 (2) 第3条第2号および第3条第3号の職 5,000円 (3) 第3条第4号の職 4,300円 (4) 第3条第5号の職 3,500円 <u>3</u> <現行どおり> <u>4</u> 次に掲げる場合には、企業職員給与条例第12条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。 (1) 企業職員給与条例第12条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合 (2) 企業職員給与条例第12条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合 <u>第8条～第10条</u> <現行どおり>	(1) <u>6号給または7号給</u> 10,000円 (2) <u>5号給</u> 8,000円 (3) <u>2号給、3号給または4号給</u> 6,000円 (4) <u>1号給</u> 4,000円 <<改正後に新設>> <u>2</u> <省略> <<改正後に新設>> <u>第9条～第11条</u> <省略>

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年4月1日揭示済み)

草津市上下水道部事務分掌規程等の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市上下水道部事務分掌規程等の一部を改正する規程

(草津市上下水道部事務分掌規程の一部改正)

第 1 条 草津市上下水道部事務分掌規程（昭和 5 2 年水道事業管理規程第 1 0 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
1 条 《現行どおり》 (組織) 第 2 条 《現行どおり》 (1) 上下水道総務課 <u>総務料金係</u> <u>財政経営係</u> (2)～(5) 《現行どおり》 (職の設置) 第 3 条 《現行どおり》 2 前項に規定するもののほか、必要があるときは、部に理事、<u>専門理事</u>および主監、課等に参事、課長補佐、<u>場長補佐</u>、副参事、係長、副係長、主幹、専門員、主査、主任、主事を置くことができる。 (職務) 第 4 条 部長、<u>理事および専門理事</u>は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 ～ 5 《現行どおり》 (代行) 第 5 条 《現行どおり》 2 課長および場長に事故あるときは、所管事務について当該事務を所管する参事、参事を置かない課等にあつては所管の課長補佐および<u>場長補佐</u>、課長補佐および<u>場長補佐</u>を置かない課等にあつては所管の係長がその職務を代行する。 3 《現行どおり》 第 6 条～第 7 条 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 (組織) 第 2 条 《省略》 (1) 上下水道総務課 <u>上下水道総務係</u> (2)～(5) 《省略》 (職の設置) 第 3 条 《省略》 2 前項に規定するもののほか、必要があるときは、部に理事および主監、課等に参事、課長補佐、<u>副場長</u>、副参事、係長、副係長、主幹、専門員、主査、主任、主事を置くことができる。 (職務) 第 4 条 部長<u>および理事</u>は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 ～ 5 《省略》 (代行) 第 5 条 《省略》 2 課長および場長に事故あるときは、所管事務について当該事務を所管する参事、参事を置かない課等にあつては所管の課長補佐および<u>副場長</u>、課長補佐および<u>副場長</u>を置かない課等にあつては所管の係長がその職務を代行する。 3 《省略》 第 6 条～第 7 条 《省略》

(草津市上下水道部事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 草津市上下水道部事務決裁規程（昭和 5 2 年水道事業管理規程第 1 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (代決) 第 2 条 市長が不在のときは、上下水道部長、<u>上下水道部理事および上下水道部専門理事</u>（以下「部長等」という。）<u>のいずれか</u>がその事務を代決する。 2 ～ 3 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 (代決) 第 2 条 市長が不在のときは、上下水道部長<u>または</u>上下水道部理事（以下「部長等」という。）がその事務を代決する。 2 ～ 3 《省略》

改正後	改正前
4 課長等が不在のときは、参事を置く課および浄水場（以下「課等」という。）にあつては参事、参事を置かない課等にあつては所管の課長補佐および場長補佐（以下「課長補佐等」という。）、参事および課長補佐等を置かない課等にあつては所管の係長がその事務を代決する。 第3条～第14条 《現行どおり》	4 課長等が不在のときは、参事を置く課および浄水場（以下「課等」という。）にあつては参事、参事を置かない課等にあつては所管の課長補佐および副場長（以下「課長補佐等」という。）、参事および課長補佐等を置かない課等にあつては所管の係長がその事務を代決する。 第3条～第14条 《省略》

（草津市上下水道部公印規程の一部改正）

第3条 草津市上下水道部公印規程（昭和52年水道事業管理規程第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後

第1条～第3条 《現行どおり》

(準用)

第4条 この規定に定めるもののほか、上下水道部の公印について必要な事項は、草津市公印規則（昭和52年草津市規則第35号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「総務部長」とあるのは「上下水道部専門理事（上下水道総務担当）」と、「総務課長」とあるのは「上下水道総務課長」と読み替えるものとする。

種類	名称	寸法 (ミリメートル)	用途	管守者
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
職印	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	
	草津市上下水道部理事之印	《現行どおり》	《現行どおり》	
	<u>草津市上下水道部専門理事之印</u>	<u>方21</u>	<u>上下水道部専門理事名をもつて発する文書用</u>	
	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	

改正前

第1条～第3条 《省略》

(準用)

第4条 この規定に定めるもののほか、上下水道部の公印について必要な事項は、草津市公印規則（昭和52年草津市規則第35号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「総務部長」とあるのは「上下水道部長」と、「総務課長」とあるのは「上下水道総務課長」と読み替えるものとする。

種類	名称	寸法 (ミリメートル)	用途	管守者
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
職印	《省略》	《省略》	《省略》	
	草津市上下水道部理事之印	《省略》	《省略》	
	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	
	《省略》	《省略》	《省略》	
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	

（草津市上下水道部職員の併任に関する規程の一部改正）

第 4 条 草津市上下水道部職員の併任に関する規程（平成 2 6 年上下水道事業管理規程第 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （併任） 第 2 条 《現行どおり》 2 ～ 3 《現行どおり》 4 建設部（草津市部設置条例第 1 条に規定する建設部をいう。以下同じ。）の<u>専門理事（河川・公園緑地担当）</u>および副部長（河川課の事務を所管する副部長に限る。以下「副部長（雨水事業担当）」という。）はその職にある間、辞令を用いることなく、部長にあっては上下水道部の理事の職に、副部長（雨水事業担当）にあっては上下水道部の副部長（雨水事業担当）の職に併任するものとし、公共下水道雨水事業に関する事務に従事させる。 5 ～ 1 0 《現行どおり》 第 3 条 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 （併任） 第 2 条 《省略》 2 ～ 3 《省略》 4 建設部（草津市部設置条例第 1 条に規定する建設部をいう。以下同じ。）の部長および副部長（河川課の事務を所管する副部長に限る。以下「副部長（雨水事業担当）」という。）はその職にある間、辞令を用いることなく、部長にあっては上下水道部の理事の職に、副部長（雨水事業担当）にあっては上下水道部の副部長（雨水事業担当）の職に併任するものとし、公共下水道雨水事業に関する事務に従事させる。 5 ～ 1 0 《省略》 第 3 条 《省略》

（草津市水道事業および下水道事業会計規程の一部改正）

第 5 条 草津市水道事業および下水道事業会計規程（昭和 4 3 年水道事業管理規程第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （企業出納員等） 第 2 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 現金取扱員の任免は、<u>上下水道部専門理事（上下水道総務担当）</u>に委任する。 4 《現行どおり》 第 3 条～第 1 1 7 条 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 （企業出納員等） 第 2 条 《省略》 2 《省略》 3 現金取扱員の任免は、<u>上下水道部長</u>に委任する。 4 《省略》 第 3 条～第 1 1 7 条 《省略》

付 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済み）

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第6号

公共下水道の供用および処理開始について

公共下水道の供用および処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月31日

草津市長 橋川 渉

- 1 供用および処理を開始する年月日
- 令和7年3月31日
- 2 下水を排除および処理すべき区域
- [駒井沢第二処理分区]

芦浦町の一部

[駒井沢第三処理分区]

川原町、駒井沢町の各一部

[駒井沢第四処理分区]

川原町の一部

[駒井沢第五処理分区]

穴村町、下物町、新堂町、片岡町の各一部

[草津北第一処理分区]

川原二丁目、川原町、川原三丁目、集町の各一部

[草津北第二処理分区]

上笠一丁目の一部

[草津北第三処理分区]

下笠町の一部

[草津北第六処理分区]

西大路町、野村三丁目の各一部

[草津西第一処理分区]

西草津一丁目の一部

[草津西第二処理分区]

北山田町、南山田町、木川町の各一部

[草津南第二処理分区]

矢橋町の一部

[草津南第三処理分区]

追分南二丁目、追分南五丁目、野路町、野路七丁目、橋岡町、矢橋町、矢倉二丁目、東矢倉四丁目の各一部

[矢橋処理分区]

矢橋町の一部

[新浜処理分区]

新浜町、南笠町、矢橋町の各一部

[岡本処理分区]

追分南八丁目、若草六丁目の各一部

[南大萱第三処理分区]

新浜町の一部

[草津東第一処理分区]

岡本町の一部

[草津東第二処理分区]

馬場町の一部

- [草津東第三処理分区]

青地町の一部

[草津東第四処理分区]

青地町、山寺町の各一部

[下戸山第二処理分区]

山寺町の一部
- 3 供用を開始する排水設備の合流式または分流式の区分
- 分流式
- 4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称
- (1) 位置

草津市矢橋町2108番地

(2) 名称

琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）浄化センター
- 5 関係図書の縦覧場所
- 草津市上下水道部上下水道施設課

（令和7年3月31日揭示済み）

草津市上下水道事業告示第7号

草津市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1359	西井設備	西井 翔	大津市南志賀3丁目7番25	077-526-6170

- 2 指定有効期間
- 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- （令和7年4月1日揭示済み）

草津市上下水道事業告示第 8 号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成 26 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号）第 11 条の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定下水道工事店

指定 番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
13 59	西井設備	西井 翔	大津市南志 賀 3 丁目 7 番 2 5	077－ 526－ 6170

2 指定有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

（令和 7 年 4 月 1 日掲示済み）

草津市上下水道事業告示第 9 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、地方公営企業法第 33 条の 2 において準用する地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

指定公金事務取扱者の 名称および 住所	指定公金事務 取扱者に委託 した公金事務 に係る歳入等	指定公金 事務取扱 者の指定 日および 委託日	委託期間
しがぎん代 理店株式会 社 滋賀県大津 市浜町 1－38	水道料金、公 共下水道使用 料その他地方 公営企業の業 務に係る公金 の収納事務	平成 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

株式会社電 算システム 岐阜県岐阜 市日置江 1－58	水道料金、公 共下水道使用 料その他地方 公営企業の業 務に係る公金 の収納事務	平成 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
---	---	-------------------	---

（令和 7 年 4 月 1 日掲示済み）

草津市上下水道事業告示第 10 号

草津市指定下水道工事店の取消について

下記の草津市指定下水道工事店に対する指定について、取り消したので、草津市指定下水道工事店規程（平成 26 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号）第 11 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定 番号	工事店名	代表者名	所在地
12 91	株式会社ア ピコ設備	我孫子 卓哉	草津市青地町 1 13 番地 4

（令和 7 年 4 月 1 日掲示済み）